

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月13日

栃木県知事  
福田 富一 様

提出者 医療法人社団 聖医会  
せいいかいメディカルクリニックNASU  
住 所 栃木県大田原市町島199-3  
氏 名 理事長 小藤田 篤  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 0287-24-7070

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団 聖医会 せいいかいメディカルクリニックNASU
事業場の所在地	栃木県大田原市町島199-3
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	92床
③ 従業員数	54名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

(日本工業規格 A列 4番)



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和 6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物	
排 出 量	56.676 t	t

(これまでに実施した取組)  
病院から出る廃棄物で、一般廃棄物と産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の分別を徹底し、無駄をなくす取り組みをする。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物	
排 出 量	54 t	t

(今後実施する予定の取組)  
分別の周知徹底に取り組む。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  
感染性廃棄物については、鋭利な物や割れやすい物は専用プラスチック容器に、その他の廃棄物については専用ダンボールに廃棄する。

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  
上記分別の周知徹底をさせる。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物	
	全処理委託量	56.676 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
一般廃棄物と産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の区別を徹底し、無駄をなくす取り組みを実施する。			

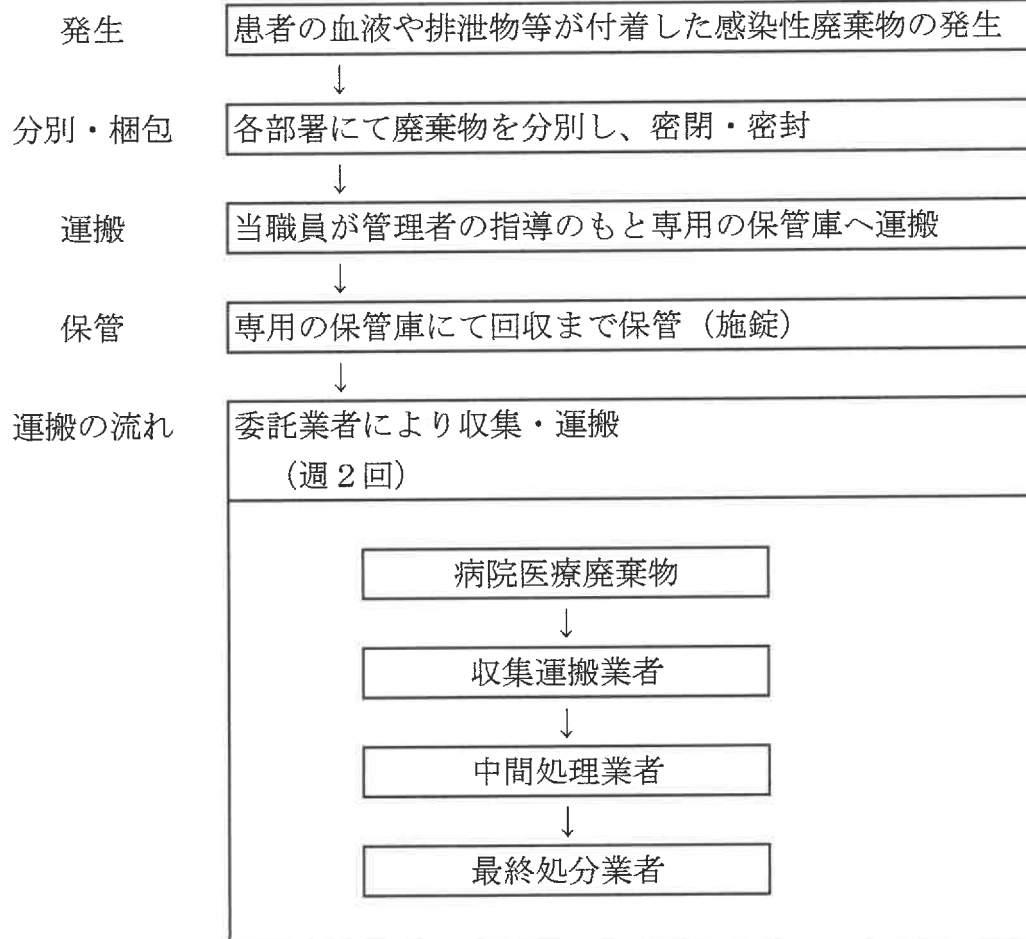
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物	
	全処理委託量	54 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			
<p>一般廃棄物と産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の区別を徹底し、無駄をなくす取り組みを実施する。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	56.676	t
(今後実施する予定の取組等)			
<p>電子マニフェスト導入に向けて、令和7年9月12日（金）に（株）マック担当者が来院し、登録などの設定を実施する予定。</p>			
※事務処理欄			

別紙1

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

●感染性廃棄物



## 医療廃棄物の取扱い及び管理に関する組織図

